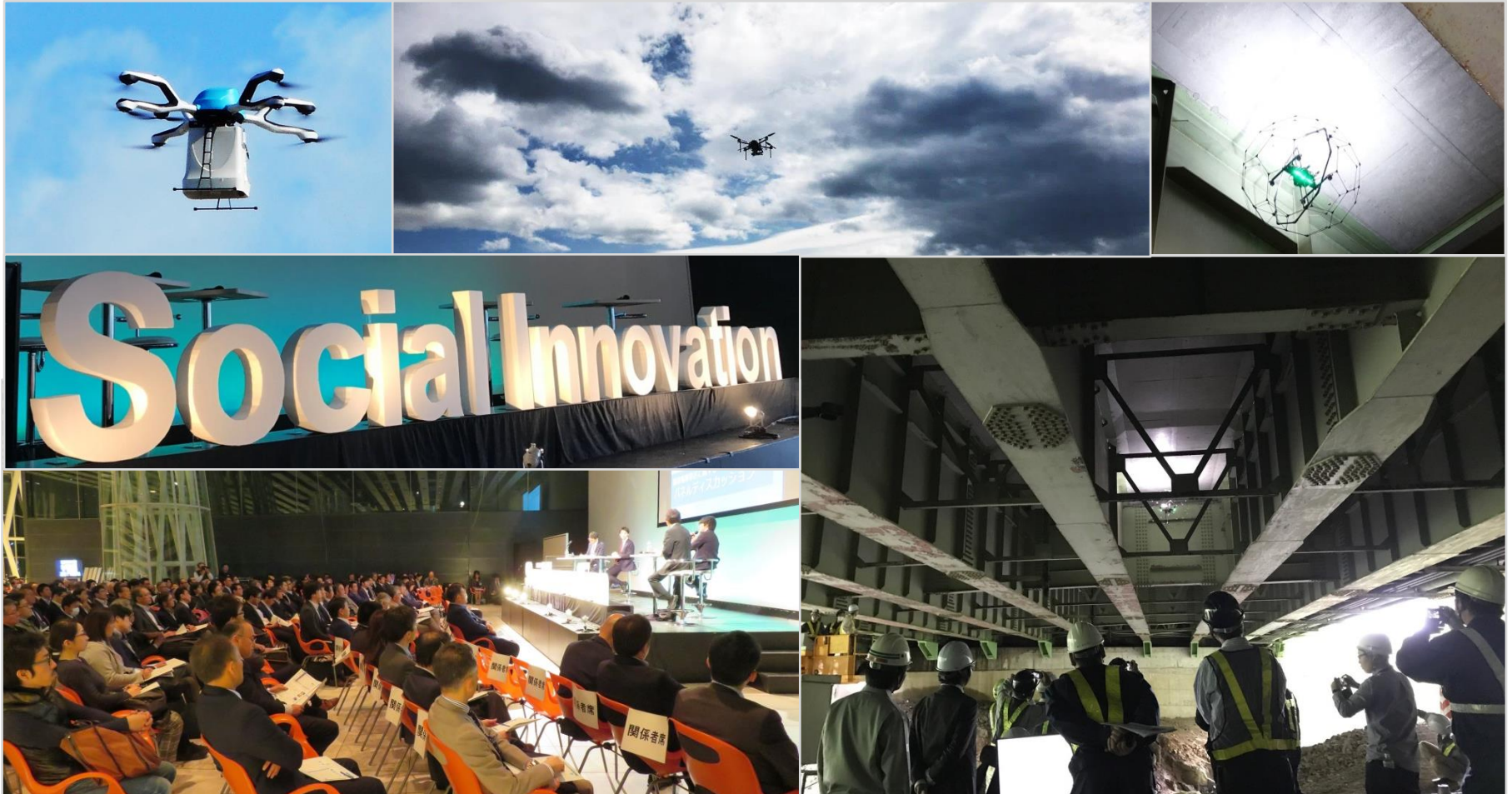


仙台特区

Social Innovation SENDAI

第10回仙台市国家戦略特別区域会議 仙台市提出資料



平成31年4月11日

既存事業の課題

これまでの人材受入事業は働く場の提供のみ。自身のキャリアを模索する首都圏等の人材のニーズと隔たり。

キャリアモデル（一人一人の生き方）の構築をサポートする「プロボノ活用型起業家支援センター」を市内に設置し、プロボノ人材※を確保

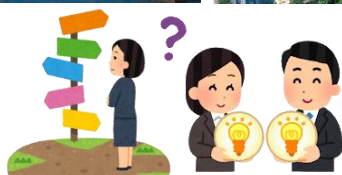
※ 本業で身につけた専門知識・スキルを活かして社会貢献活動を行う人材



東京・首都圏等

プロボノ人材流動

仙台・東北地域



キャリアモデルの構築をサポート！

様々な職種のプロボノ人材を受入



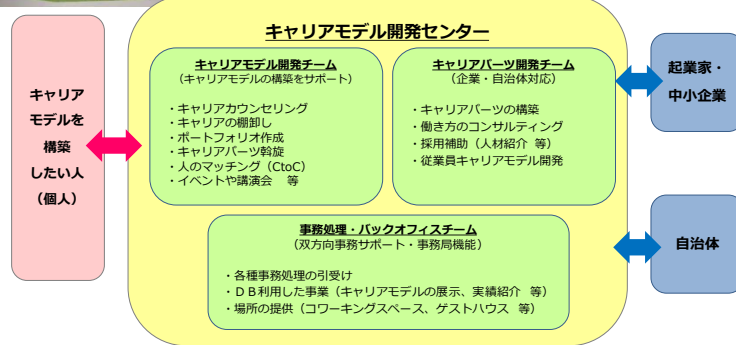
「プロボノ活用型起業家支援センター」

- 東京・首都圏のプロボノ人材向けのイベントを開催し、仙台・東北地域の起業家とマッチングすることで、起業家の新規事業等をサポート
- 起業家が行う事業にプロボノ人材も参加する等のプロジェクトを通じて、プロボノ人材自身のビジョンの明確化や、キャリアモデルの構築を支援し、仙台・東北地域への多拠点居住、移住、起業を促進

連携

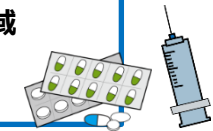


起業家を育成・支援する一般社団法人IMPACT Foundation Japan等と連携！



仙台・東北地域の起業家・企業・組織へ持続可能な人材流入の仕組みを実現、社会起業の支援を促進！
センター設置を契機に今後は、官民人材の流動化促進も目指す！





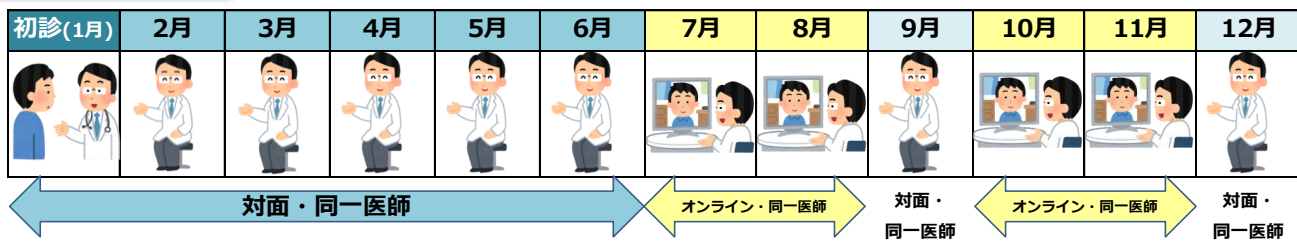
現状・課題

- ・オンライン診療に対して、特に都市部の働き世代や、本市の西部地区など中山間地域の医療アクセスの悪い方々においては、再診や軽度な疾患等による**通院負担を軽減**したいニーズがある。
- ・医師側にも導入に対する潜在的ニーズはあるものの、本市でオンライン診療に取り組んでいる医師は**都市部、中山間地域**と**もにごくわずか**。
- ・オンライン診療の**診療報酬の要件がボトルネック**となり進まないことが課題。

現行制度

オンライン診療料算定要件（平成30年度）

※オンライン診療の再診の場合、国民皆保険対象の疾患のみが規制の対象



- 初診から6月以上経過し、初診から6月は毎月同一の医師が対面診療を行うこと。
- 最低3月に1度は対面診療を行うこと。対面診療とオンライン診療は、同一の医師が行うこと。
- 「オンライン診療料が算定可能な患者※」に定める10の慢性疾患であること。

※オンライン診療料が算定可能な患者

- ・特定疾患療養管理料・小児科療養指導料
 - ・てんかん指導料・難病外来指導管理料
 - ・糖尿病透析予防指導管理料
 - ・地域包括診療料・認知症地域包括診療料
 - ・生活習慣病管理料・在宅時医学総合管理料
 - ・精神科在宅患者支援管理料
- 上記を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理に係る初診から6月以上を経過した患者

緩和案

オンライン診療料における再診の場合の要件緩和と、算定可能な患者の対象疾患を拡大！



「オンライン診療料が算定可能な患者」の対象疾患 + 軽度な疾患

- 「初診から6月以上を経過」と「最低3月に1度は対面診療」を緩和し、**初診後はオンライン診療を可とする**
- 同医療機関であれば、初診と**非同一の医師でも可とする**
- 対象疾患に、国民皆保険対象の**軽度な疾患を加える**（例：花粉症など）

- 再診に対する**要件の緩和と対象疾患の拡大**で、オンライン診療の導入を促進（オンライン診療とセットで活用する、国家戦略特区制度のオンライン服薬制度の推進にも寄与）
- 特定の医師の負担を軽減、**医療機関の柔軟な診療体制を支援**
- 軽度の疾患の場合、初診のみの対面で済むことで、**働き世代や医療アクセスの悪い地域の方々の通院負担が軽減**

